

### 下田税務署から 所得税の確定申告等の おしらせです

おしらせです

確定申告を左記のごおりおこないます。

なお、期間中、下田税務署では確定申告の相談はおこなっていませんので、ご注意ください。

場所 下田市民スポーツセンター

(サンワーク下田)会議室

期間 2月18日(月)～3月15日(金)

(土日除く)

受付時間 午前9時～午後5時

◎混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

◎電子申告(e-Tax)による申告相

談もおこなっています。税務署から送られたハガキまたは昨年申告時にお渡しした緑色の封筒をお持ちの方はご持参ください。

その他 所得税及び贈与税の申告と納税の期限は、平成25年3月15日(金)まで、また消費税・地方消費税の申告と納税の期限は平成25年4月1日(月)までです。

譲渡所得(株式及び土地・建物等の売却による所得)及び贈与税の申告相談は下田市民スポーツセンターのみでおこなっています。

問合せ先 下田税務署 ☎0185

### 償却資産の申告をお忘れなく

会社や個人で工場や商店を経営している方や不動産貸付業等を行っている方で平成25年1月1日現在、事業に用いる構築物・機械・器具・備品などの減価償却資産を市内に所有している方は、1月31日(木)までに資産税係へ申告をお願いします。

既に申告をしている方へは昨年12月中旬に申告書を送付していますが、申告書が届いていない方は左記までご連絡ください。

申告・問合せ先

税務課資産税係 ☎22218

### 社会保険料控除額のお知らせ

「社会保険料控除額のお知らせ」を1月下旬に発送します。このお知らせには、平成24年中に納めた国民健康保険税、介護保険料(65歳以上の方)、後期高齢者医療保険料(75歳以上の方)の納付額が記載されています。

確定申告・市県民税申告をされる方は、このお知らせを申告の資料と一緒に持参してください。

問合せ先 税務課収納係 ☎22218

### 国民年金保険料の控除を受ける には控除証明書が必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、市県民税の社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、毎年1月1日から12月31日までの間に納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。再交付などの問合せ先

三島年金事務所国民年金課

☎05519731444

### 2月は

### 相続登記はお済ですか月間

相続登記の大切さ、早期に手続きを済ませることの必要性を皆様にお伝えするため、無料相談会を開催いたします。

なお、予約は不要ですので、直接会場にお越しください。

日時 2月9日(土)午前10時～午後2時

場所 本郷公民館

相談例

○父親が死亡し相続が開始したが、まだ

土地や建物の名義を変えていない

主催 静岡県司法書士会下田支部

問合せ先

佐々木司法書士事務所 ☎2370